

宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成17年12月20日

宮城県監査委員 菊地 浩

宮城県監査委員 藤原 範典

宮城県監査委員 阿部 徹

宮城県監査委員 谷地森 涼子

記

1 監査委員の報告日

平成17年8月23日

2 通知のあった日

平成17年11月30日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局総務課

監査委員の報告の内容

仙台港国際ビジネスサポートセンターのオフィスエリアにおける入居率の向上については努力が認められるものの、なお、入居率が低いことから引き続き対策を講じる必要がある。

措置の内容

当施設の設置目的に鑑み、市場調査等に基づき輸出入関連企業団体等のリストアップを行い、その上で優先順位の高い企業団体から入居誘致活動を行った。

その結果、

平成15年度 13区画中6区画入居

平成16年度 13区画中8区画入居

平成17年度 13区画中8区画入居 となっている。

今後とも、入居率を上げるよう努めたい。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院において過年度分の入院収益等未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じる必要がある。

措置の内容

各病院に配置した医事業務嘱託員の効率的な活用，医師等の院内関係部門との連携強化及び病院事業未収金取扱要領に基づく処理の徹底を図るとともに，法的措置も検討しながら，収納促進及び発生防止に努めることとした。

(3) 循環器・呼吸器病センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において，過年度の未収金が認められたので，引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じる必要がある。

措置の内容

未収金の収納促進については，電話や文書による督促・催告と併せ，週休日等の未納者の自宅訪問など，積極的に実施することとした。

なお，未納者の対応・生活状況等を踏まえ，保証人及び家族とも接触を図った上で分納の指導を行うなど，医事業務嘱託員の活用と併せ，未収金の収納促進を図ることとした。

未収金の発生防止については，事前に医療費に関する各種の相談に応じる旨を患者に周知し，特に医療費が高額となる手術予定の入院患者及びその家族等に対しては，医師・看護師の協力のもと，医療費に関する説明等を積極的に行うなどして，未収金の発生防止に努めることとした。

(4) 精神医療センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において，過年度の未収金が認められたので，引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じる必要がある。

措置の内容

未収金の収納促進については，医事業務嘱託員の活用を図りながら，定期的な催告書の発行や電話での催告を行い，未収金の収納促進に努めることとした。

また，高額を支払が困難な状況にある場合には，未納者（保護者及び連帯保証人を含む）とよく面談し，福祉制度（障害者年金，生活保護，高額医療費の払戻等）の活用も併せ，根気強く継続して指導することとした。

未収金の発生防止については，入院患者の場合は保護者に対し，退院時の治療費の支払について事前の詳細な説明に努めることとした。

また，長期入院患者で支払が遅延している場合には，その都度保護者とよく話し合い，支払方法について指導・助言を行うこととした。

外来患者についても，本人及び家族（保護者）に対し，治療費の支払いについて，事前の詳細な説明に努めることとした。

なお，いずれの場合にも，患者の病状を考慮しながら，主治医等の助言を得て慎重に行

うこととした。

(5) がんセンター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じる必要がある。

措置の内容

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員の活用を図りながら、患者本人に限らず、連帯保証人も含めて、文書や電話連絡により、継続的に納入を促進することとした。

また、必要に応じて自宅等を訪問し、直接の督促や現況把握を行うこととした。

なお、支払困難な場合には、分割納入等の相談も行いながら、患者等と接触を取り続け納入を促進することとした。

未収金の発生防止については、入院患者への請求書全てに、支払困難な場合は相談に応じる旨のメモを添付し、MSW（医療福祉専門員）と連携しながら、高額医療貸付制度の活用や分納納入の相談に応じて発生防止に努めることとした。